

## 長期優良住宅認定申請手数料（R8.4.1以降適用）

①認定申請手数料(法第5条第1項から第5項)  
ア（事後審査）確認書又は住宅性能評価書なし

	住棟の総戸数	認定申請手数料	
		新築	既存住宅
事前審査なし	1戸(戸建て)	53,000 円	74,000 円
	2～5戸	124,000 円	177,000 円
	6～10戸	203,000 円	288,000 円
	11～25戸	399,000 円	571,000 円
	26～50戸	725,000 円	1,036,000 円
	51～100戸	1,255,000 円	1,794,000 円
	101～200戸	2,343,000 円	3,345,000 円
	201～300戸	3,360,000 円	4,794,000 円
	301戸以上	4,152,000 円	5,910,000 円

イ（事前審査）確認書又は住宅性能評価書あり

	住棟の総戸数	認定申請手数料	
		新築	既存住宅
事前審査あり	1戸(戸建て)	17,000 円	21,000 円
	2～5戸	35,000 円	43,000 円
	6～10戸	58,000 円	73,000 円
	11～25戸	105,000 円	132,000 円
	26～50戸	184,000 円	229,000 円
	51～100戸	306,000 円	376,000 円
	101～200戸	565,000 円	690,000 円
	201～300戸	777,000 円	937,000 円
	301戸以上	960,000 円	1,142,000 円

- ・法第8条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料も同額
- ・住宅性能評価書は、新築のみ適用
- ・認定申請手数料は、住棟の総戸数に応じて、認定申請戸数で除した額(千円未満切捨て)に認定申請戸数を乗じた額

【計算例】・確認書の交付を受けた1棟10戸の共同住宅のうち9戸の認定申請(確認書添付あり)の場合。  
戸当たりの手数料  $58千円 \div 9 = 64,444 \rightarrow 6,000$ (千円未満切り捨て)

- ・認定申請と合わせて建築基準関係規定への適合確認を申し出る場合は、建築確認申請手数料相当額を加算した額

②譲受人決定に伴う変更認定(法第9条第1項)、管理者等選任に伴う変更認定(法第9条第3項)及び地位承継の承認(法第10条)

事項	申請等手数料
譲受人決定(法第9条第1項)	4,500 円
管理者等選任(法第9条第3項)	8,600 円
地位承継承認(法第10条)	4,500 円

③容積率の特例許可申請手数料(法第18条第1項)

事項	申請等手数料
容積率の特例(法第18条第1項)	162,000 円